

## 第2編

### 第1部

#### V 社会福祉

#### 34 保育対策

近年の保育需要の多様化に伴い、乳児保育・延長保育・障害児保育等を実施し、さらに質的充実を図っている。

##### [乳児保育]

乳児(0歳児)は、疾病、事故等に対し極めて無力であり、また、この時期は将来の人間形成の基礎づくりが行われる最も重要な時期であることを十分に配慮して実施している。

##### [延長保育]

保育所の保育時間は、1日につき8時間を原則としているが、両親の通勤距離の伸長、勤務形態の多様化等により保育時間の延長に対するニーズが増加している。そのため、午後7時頃まで地域の実態に応じ弾力的な運用ができるように延長保育を実施している。

##### [夜間保育]

婦人の就労形態の多様化等に伴い夜間保育の需要が増大してきたことから、午後10時ごろまで開所した夜間保育所をモデル的に実施している。

##### [障害児保育]

保育所で行う集団保育が可能な中程度までの障害児を、健常児との集団保育が適切に実施できる範囲内の人数で受け入れている。

### 保育所の状況

保育所の状況

(各年4月1日現在)

年次	保 育 所 数			保育所入所定員 (人)	保育所措置人員 (人)
	総 数 (か所)	公 営 (か所)	私 営 (か所)		
昭和50年度	18,009	11,387	6,622	1,676,720	1,561,397
55	21,960	13,275	8,685	2,128,190	1,940,793
60	22,899	13,600	9,299	2,080,451	1,770,430
平成元	22,747	13,425	9,322	1,992,975	1,662,424

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

### 夜間保育・延長保育・障害児保育等の年次推移

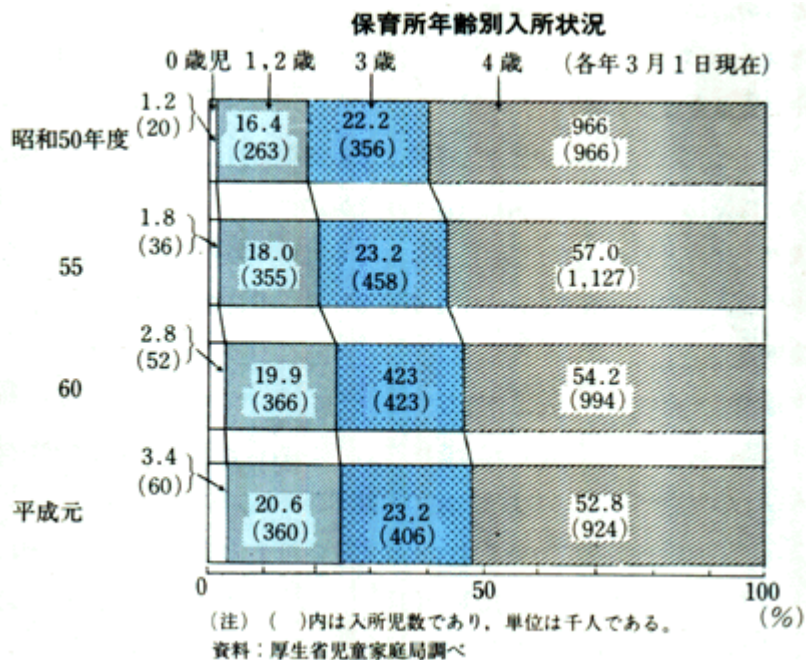
夜間保育・延長保育・障害児保育等の年次推移

(各年度末現在)

	昭和59年度	60	61	62	63	平成元
乳 児 保 育 (か所数)	2,321	2,596	2,998	3,320	3,738	4,340
延 長 保 育 (か所数)	297	372	370	411	487	715
夜 間 保 育 (か所数)	17	19	25	26	27	30
障害児保育(国庫補助対象人員)	3,743	3,993	4,493	4,870	4,870	4,920

資料：厚生省児童家庭局調べ

保育所年齢別入所状況



---

## 第2編

### 第1部

#### V 社会福祉

#### 35 児童の健全育成対策

---

##### [児童厚生施設]

児童館・児童センター・県立児童厚生施設・宿泊型児童厚生施設・児童遊園があり,児童の健全な遊び場の確保,健康の増進,情操教育等の事業を行っている。

##### [児童厚生施設地域交流事業]

子どもと老人が地域ぐるみで交流活動をすることにより,児童に老人をいたわり,思いやりの心を芽生えさせ,情操を高めることを目的とした事業。

##### [児童厚生施設自然体験活動事業]

豊かな自然環境の中から大人が与える遊びでなく,子ども自身が遊びを見つけ,工夫し,創りだしていくとともに,遊びを通じて考える力や根気を養うことを目的とする事業。

##### [こどもの遊びばづくり推進事業]

地域ぐるみでこどもが安心して遊べる遊び場の確保等遊び環境の整備を図る。

##### [都市児童育成事業]

人口3万人以上の市町の児童の多様な福祉需要に対応するため,民間指導者の養成や社会福祉施設の園庭解放,留守家庭児童の放課後対策として児童育成クラブの設置・育成,保育所等における乳幼児の育児相談,電話による育児に関する相談・指導を行うすこやかテレホン事業等を実施している。

##### [児童手当]

児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに,次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として,義務教育就学前の児童を含む2人以上の児童を監護し,これと一定の生計関係にある者に支給される。

なお,児童手当制度については,支給対象の第1子拡大,支給額の倍増,支給期間の3歳未満への重点化等を内容とする児童手当法の改正案を第120回国会に提出したところである。

#### 児童手当制度

児童手当制度

支給対象児童	・第二子以降の児童
支給期間	・義務教育就学までの期間(小学校入学まで)ただし、就学猶子及び免除者は、その猶子又は免除された期間支給
手当額	・第二子：月額2,500円 第三子以降：月額5,000円
所得制限	・昭和57年度から老齢福祉年金の本人所得制限並みに強化 (平成2年度：4人世帯収入ベース358.9万円)
特例給付	・所得制限強化により、手当を受けられなくなるサラリーマンについて、全額事業主負担による児童手当と同額の給付を実施 (所得制限平成2年度：4人世帯収入ベース625.0万円)
費用負担	・サラリーマン分 事業主：7/10, 国：2/10, 地方：1/10 ・自営業者分 国：2/3, 地方：1/3 ・特例給付分 事業主：10/10

(注) 平成3年5月までの期間の措置

児童手当支給状況

児童手当支給状況

(平成元年度)

	受給者数	支給対象児童数	支給額
総数	3,201,266 <sup>人</sup>	3,851,184 <sup>人</sup>	145,233,845 <sup>千円</sup>
うち特例給付	1,759,847	2,069,699	74,130,860
被用者	2,059,746	2,461,072	89,888,627.5
うち特例給付	1,328,727	1,565,036	55,489,012.5
非被用者	665,707	829,216	34,550,405
公務員	475,813	560,896	20,794,812.5
うち特例給付	413,120	504,663	18,641,847.5

(注) 受給者数及び支給対象児童数は、平成2年2月末現在のものである。  
資料：厚生省児童家庭局「平成元年度児童手当事業年報」

---

## 第2編

### 第1部

#### V 社会福祉

#### 36 母子保健対策

---

##### [妊娠届・母子健康手帳]

妊娠した者は、まず市町村に妊娠の届け出をし、母子健康手帳の交付を受けることとなっている。母子健康手帳は、妊娠、出産、育児に関する一貫した健康の記録簿であり、健康診査及び保健指導にも必要な基礎資料となる。

##### [妊婦健康診査]

母体及び胎児に影響を及ぼす疾病または異常の予防と早期発見のため、保健所において実施しているほか、医療機関においても妊娠前期、後期の2回と、その結果に基づいた必要な精密健康診査を無料で受診できるようになっている。

また、B型肝炎の母子感染を防止するため、妊娠に必要な検査を実施している。

##### [乳幼児健康診査等]

乳幼児の疾病又は異常の予防及び早期発見を図るため、保健所では必要な健康診査を行っており、加えて特に乳児に対しては、医療機関で一般健康診査を2回とその結果により、必要な精密健康診査を実施している。また、1歳6か月、3歳の2度の健康診査のほか、障害の発現防止及び早期発見を目的とした先天性代謝異常症等検査を実施している。

##### [小児慢性特定疾患治療研究事業]

小児の慢性疾患のうち、小児がん、腎疾患等、特定の疾患については、その治療に相当な期間を要するとともに、放置すると児童の健全な育成を阻害することになる。このため、本事業では、これらの特定疾患に対する治療研究を行うとともに、患者家族の医療費負担を軽減するために、原則として18歳未満の児童の1か月以上の入院に対し、医療費の公費負担を行っている。

治療研究の対象となる疾患は悪性新生物、ぜんそく、慢性腎疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液疾患、神経・筋疾患の10疾患群であり、疾病数では約500疾病となっている。

#### 先天性代謝異常検査等実施状況

先天性代謝異常検査等実施状況

	年度	出生数 (A) 人	受診者数 (B) 人	受診率 (B/A)%	患者数 (C)人	発見率 (C/B)
先天性代謝異常検査 (昭和52年度～)	52～62	16,777,984	14,880,762	88.7	2,280	1/6,500
	63	1,303,553	1,316,132	101.0	201	1/6,500
	元	1,244,346	1,255,187	100.9	268	1/4,700
	総数	19,325,883	17,452,081		2,749	1/6,300
先天性副腎過形成症検査 (昭和63年度～)	63	301,117	200,917	66.7	16	1/12,600
	元	1,244,346	1,166,623	93.8	65	1/17,900
	総数	1,545,463	1,367,540		81	1/16,900
クレチン症検査 (昭和54年度～)	54～62	13,334,384	11,557,291	86.7	1,607	1/7,200
	63	1,303,553	1,311,232	100.6	242	1/5,400
	元	1,244,346	1,252,796	100.7	282	1/4,400
	総数	15,882,283	14,121,319		2,131	1/6,600
神経芽細胞腫検査 (昭和59年度～)	59～62	5,596,628	2,981,890	53.3	229	1/13,000
	63	1,303,553	1,036,740	79.5	123	1/8,400
	元	1,244,346	1,033,535	83.1	126	1/8,200
	総数	8,144,527	5,052,165		478	1/10,600

(注) 1. 出生数については、厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」  
 2. 2,000g以下の低体重児の再採血者が、受診者数に含まれることにより、受診率は100%を超えることがある。

資料：厚生省児童家庭局調べ

小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患意及び給付人数

小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患及び給付人数

区 分	対象疾患及び実施年度			給付人数 (実人数)		
	入 通 院 の 別		対象年齢18歳未満を20歳未満まで延長	昭 和 62年度	63	平成元
	入院	通 院				
悪性新生物	年度 46	年度 54	年度 59	人 18,513	人 19,856	人 20,751
慢性腎疾患	47	—	51	10,632	9,912	9,641
ぜんそく	47	—	54	10,869	12,783	12,694
慢性心疾患	49	—	51	8,256	8,362	8,695
内分泌疾患	49	クレチン症43年度 下垂体性小人症53年度 思春期早過発症57年度 その他58年度	一部対象 (下垂体性小人症55年度)	18,154	20,662	23,374
膠原病	49	一部対象 (若年性関節リウマチ56年度)	52	4,613	4,003	3,747
糖尿病	49	49	—	5,160	5,474	5,542
先天性代謝異常	43	43	—	6,220	6,588	6,672
血友病等血液疾患	44	44	52	6,452	8,198	10,032
神経・筋疾患	2	—	—	—	—	—
			計	88,869	95,838	101,148

(注) 本事業は、原則として18歳未満の児童で入院治療を必要とするものを対象者としている。

資料：厚生省児童家庭局調べ

---

## 第2編

### 第1部

#### V 社会福祉

#### 37 母子家庭等の福祉対策

---

母子家庭は、経済的、社会的、精神的に不安定な状態におかれがちであり、その家庭の児童の健全育成のために必要な保護、指導、助成等を行うとともに、母親に対しては、自らが健康で文化的な生活を営みつつ、その養育責任を遂行できるように必要な援助を行っている。

##### [経済的援助]

死別母子世帯には、遺族年金、遺族基礎年金が支給されるほか、生別母子世帯には、児童扶養手当が支給される。また、母子(寡婦)福祉資金を低利で貸付けることにより、経済的自立を図っている。さらに、寡婦控除等税制面でも優遇措置が図られている。

##### [雇用促進]

公的施設内に売店等の設置の申請があった場合は、優先的に許可するほか、たばこ販売小売人の申請があった場合も優先的に許可する等の措置が取られている。

##### [住宅]

公営住宅の供給を行うときは、特別の配慮がなされている。

##### [生活指導等]

保護を要する母子を入所させ、生活指導を行う母子寮や、母子福祉センター、母子休養ホーム等の母子福祉施設を設置しているほか、福祉事務所に母子相談員を配置し、母子世帯の実情の把握と各種相談に応じ、また、指導を行っている。さらに、母や子が病気になったとき必要な介護および保育を行う介護人の派遣を行っている。

母子家庭になった理由別世帯数及び構成割合

母子家庭等になった理由別世帯数及び構成割合

(昭和63年11月1日現在)

	総数	死 別			離 別			
		総数	病死	その他	総数	離婚	遺棄生死不明	その他
母子家庭 世帯	849,200 (100.0)	252,300 (29.7)	196,800 (23.2)	55,500 (6.5)	596,900 (70.3)	529,100 (62.3)	21,100 (2.5)	46,600 (5.5)
寡婦 人	1,422,200 (100.0)	1,029,400 (72.4)	887,400 (62.4)	142,000 (10.0)	392,800 (27.6)	351,000 (24.7)	17,400 (1.2)	24,500 (1.7)
父子家庭 世帯	173,300 (100.0)	62,200 (35.9)	54,800 (31.6)	7,300 (4.2)	111,200 (64.1)	96,000 (55.4)	1,500 (0.8)	13,700 (7.9)

- (注) 1. ( )内は、構成割合(%)を示す。  
 2. 母子家庭：現に児童(20歳未満)を扶養している配偶者のない女子と児童のいる家庭  
 3. 寡 婦：児童(20歳未満)を扶養していない30歳以上65歳未満の配偶者のない女子(ただし、未婚の者を除く)  
 4. 父子家庭：現に児童(20歳未満)を扶養している配偶者のない男子と児童のいる家庭  
 資料：厚生省児童家庭局「全国母子世帯等調査」(昭和63年度)

児童扶養手当

児童扶養手当

目 的	離婚等により父がいない母子家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することにより、児童の福祉の増進を図ること
受 給 者	父母の離婚等により父と生計を同じくしない18歳未満(一定の障害のある場合は20歳未満)の児童を監護養育している母又はその他の者
手当額(月額) (平成2年4月~)	児童1人の場合 35,910円 児童2人の場合 40,910円 3人以上児童1人の加算額 2,000円
所得制限 (平成2年8月~)	受給者の前年の年収192万9千円未満(2人世帯) (192万9千円以上344万8千円未満の場合は、11,870円につき支給停止)なお、孤児等を養育する養育者については、前年の年収781万4千円未満(2人世帯)
支 給 方 法	受給資格者の申請に基づき、都道府県知事が認定し、金融機関を通じて年3回(4月、8月、12月)支払う。 (ただし、昭和60年7月以前の認定を受けた受給資格者については、国が郵便局を通じて支払う。)
支 給 状 況 (平成元年度末)	受 給 者 数 604,581人 支給理由別内訳 { 離 婚 503,201人 { 死 別 20,669人 { 未 婚 の 母 子 31,431人 { 父 障 害 9,302人 { 遺 棄 29,315人 { そ の 他 10,663人

父子福祉対策

父子福祉対策

生活指導等	児童相談所等における相談指導 父子家庭介護人派遣事業 その他
税 制	寡夫控除 ・子ども(所得が基礎控除(33万円)以下の者)を有する父子家庭の父であって所得が300万円以下の者 ・控除額 所得税27万円 住民税26万円 (住民税は平成2年3月31日までは24万円)



第2編

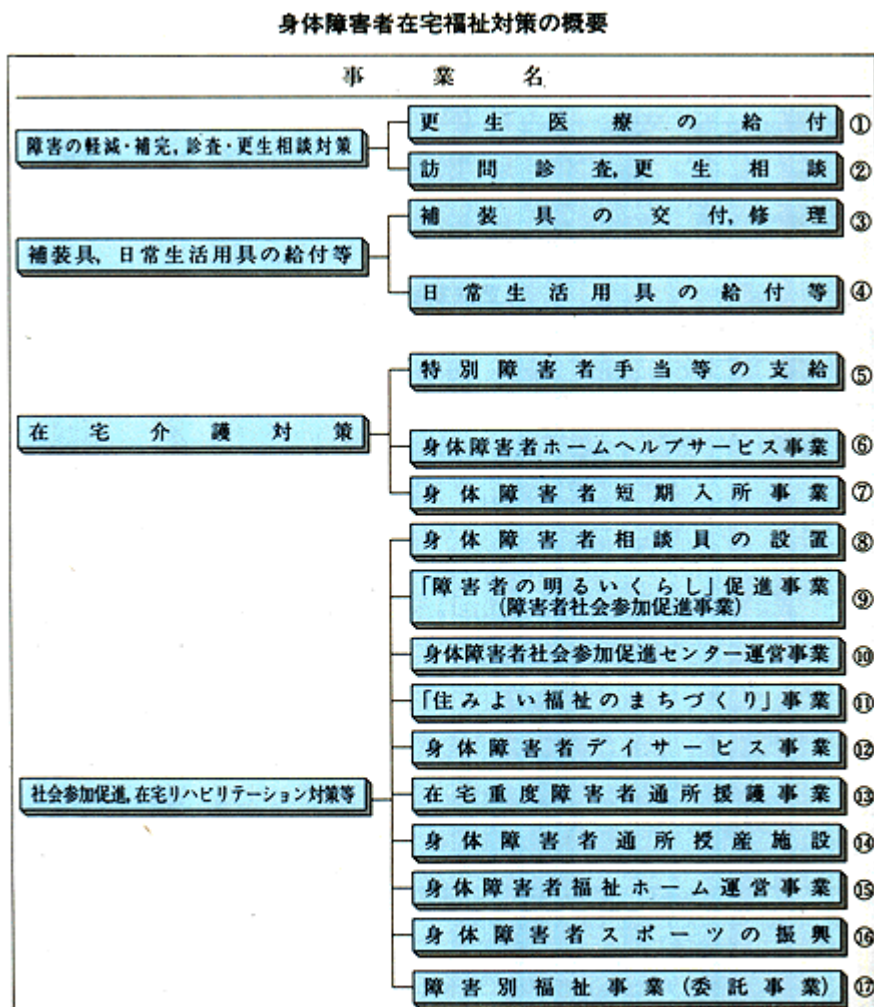
第1部

V 社会福祉

38 身体障害者福祉対策

身体障害者福祉対策は、ノーマライゼーションの理念のもと、在宅福祉サービスや施設福祉サービス、自立と社会参加の促進等総合的な施策の推進を図っている。

身体障害者在宅福祉対策の概要



番号	事業の概要
①	身体上の障害を軽くしたり除いたりするための医療 関節形成術、角膜移植術、穿孔閉鎖術、人工透析、ペースメーカーのうめ込み手術等
②	医療、生活、職業等の各種の相談、施設への紹介等
③	身体上の障害を補うための用具の交付、修理 ○補装具の種類 (視覚障害) 盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器 (聴覚障害) 補聴器 (言語機能障害) 人工喉頭 (肢体不自由) 義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器等 (ぼうこう又は直腸障害) ストマ用装具
	重度障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付等 (下肢・体幹障害) 浴槽、便器、特殊マット、入浴担架、特殊寝台、特殊尿器

④	(上) 聴覚障害者 電話機器、電報アイノブライター、電報用ノブ、ワードプロセッサー (視覚障害者) 盲人用テープレコーダー、音声式体温計、時計、タイムスイッチ、カナ タイプライター、電卓、点字タイプライター、電磁調理器 (聴覚障害者) 聴覚障害者用屋内信号装置 (喉頭橋出) ガス警報機 (呼吸器機能障害) 酸素ボンベ運搬車(カート) (じん臓機能障害) 透析液加温器 (共通) 火災警報機、自動消火器、緊急通報装置、重度障害者用意志伝達装置 (貸与品目) 福祉電話、ファックス
⑤	在宅の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある者等に対し、特別 障害者手当等を支給する。 ・特別障害者手当(月額) 22,760円 ・障害児福祉手当(月額) 12,380円 ・福祉手当(経過措置分)(月額) 12,380円
⑥	重度の身体上の障害等のため日常生活を営むのに支障がある身体障害者の家庭を訪問して、食 事、洗濯等身のまわりの世話及び外出時の付添いを行う。
⑦	重度身体障害者を介護している保護者が疾病等によって家庭における介護が困難な場合、施設 に一時保護する。
⑧	身体障害者の更生相談に応じ、必要な指導を行うとともに福祉事務所など関係機関の業務に対 する協力、援護思想の普及を行う。
⑨	在宅障害者の社会活動への参加と自立を促進するための対策別メニュー事業 (7大事業) ①コミュニケーション確保対策等 ②移動対策 ③生活訓練等 ④生活環境改善 ⑤スポーツ振興 ⑥相談 ⑦啓もう・普及 各種団体の調査を行うことで、多種多様な需要の把握から対応までを一本化し、均衡のとれた 社会参加促進施策の推進を図る。
⑩	障害者が自ら積極的に企画した社会参加促進施策が効果・効率的に推進されるよう、中央と都 道府県・指定都市の身体障害者福祉団体に、調整の窓口として設置し、障害者自らによる社会 参加施策の推進を図る。
⑪	障害者高齢者等の住みよいまちづくりを推進するため、生活環境の改善、福祉サービスの体系的 実施、市民啓発の各事業を総合的に実施する。
⑫	地域において就労等の機会が得られない在宅重度障害者が通所して、創作的活動、機能訓練、 社会適応訓練等を行い、その自立と生きがいを高める。
⑬	就労の機会が得難い在宅重度障害者等を対象に小規模な通所による軽作業等の援護事業に対す る補助
⑭	雇用困難又は生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設
⑮	身体上の障害のため家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、その日常生活に適するよ うな居室その他の設備を利用して自立した生活を営む施設に対する運営費の補助
⑯	身体障害者の健康の維持、機能の回復、体力の向上等の効果を上げるとともに、社会生活への 適応性の向上を図る。
⑰	視覚障害者福祉事業(点字・声の図書事業等) 聴覚・言語障害者福祉事業(手話通訳指導者養成研修事業等) 福祉機器開発普及等事業 全国身体障害者総合福祉センター運営事業等

(注) 番号は、前ページの事業名の番号と対応している。

## 身体障害者施設福祉対策の概要

身体障害者施設福祉対策の概要

事業名		事業の概要
更生施設	1 肢体不自由者更生施設	障害の程度が如何にかかわらず相当程度の作業能力を回復しうる見込みのある人を対象とし、更生訓練を行う施設(入所期間は1年)(45か所、1,969人)
	2 視覚障害者更生施設	あんま、はり、きゅう等職業についての知識技能、訓練を行う施設(入所期間2～5年)(16か所、1,554人)
	3 聴覚・言語障害者更生施設	更生に必要な治療及び訓練を行う施設(入所期間1年を原則)(3か所、175人)
	4 内部障害者更生施設	医学的管理の下に更生に必要な指導、訓練を行う施設(入所期間は1年)(14か所、717人)
生活施設	5 重度身体障害者更生保護施設	重度の肢体不自由者を入所させ、家庭復帰に必要な日常生活能力の回復に重点をおいて各種のリハビリテーションを行う施設(入所期間おおむね5年以内)(61か所、4,121人)
	6 身体障害者療護施設	身体上の著しい障害のため常時介護を必要とするが、家庭ではこれを受けることの困難な最重度の障害者を入所させ、医学的管理の下に必要な保護を行う施設(203か所、12,881人)
	7 身体障害者福祉ホーム	身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者が自立した生活を営む施設(9か所、135人)
作業施設	8 身体障害者授産施設	雇用困難又は生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設(最終的には一般事務所に就職若しくは自営等で、自活させることを目的としているので、入所期間は一定ではない)(84か所、4,607人)
	9 重度身体障害者授産施設	重度の身体障害のため、ある程度の作業能力を有しながら、特別な設備と職目を準備しなければ、就業不可能な障害者を入所させ、施設内で自活させることを目的とする施設(119か所、7,550人)
	10 身体障害者通所授産施設	身体障害者授産施設の種類であり、内容は8と同じであるが、利用者は通所者に限られる(101か所、2,432人)
地域利用施設	11 身体障害者福祉工場	生産能力があっても、通勤事情等のため、一般の企業に就職することの困難な車いす障害者等のための工場(24か所、1,415人)
	12 身体障害者福祉センター(A型)	身体障害者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーションなど保健・休養のための施設(30か所)
	13 身体障害者福祉センター(B型)	外出や就労の機会が得られない在宅重度障害者が通所して、創作活動、軽作業、日常生活訓練等を行うための施設(157か所)
	14 在宅障害者デイサービス施設	創作的活動重点型の身体障害者デイサービス事業を行うための施設(9か所)
	15 障害者更生センター	障害者、家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための施設(9か所)
	16 点字図書館	盲人の求めに応じて点字刊行物や声の図書館の閲覧貸出しを行う施設(74か所)
	17 点字出版施設	点字刊行物を出版する施設(13か所)
	18 補装具製作施設	補装具の製作又は修理を行う施設(29か所)
	19 盲人ホーム	あんま、はり、きゅう等盲人の職業生活の便宜を図るために施設を利用させ、技術の指導を行う施設(30か所)
進行性筋萎縮症者の援護		進行性筋萎縮症者の治療、訓練等のため国立療養所及び社会福祉法人等医療機関に委託して行う。

(注) 事業の概要の欄の( )内は平成元年10月1日現在の施設数、定員。  
資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査」

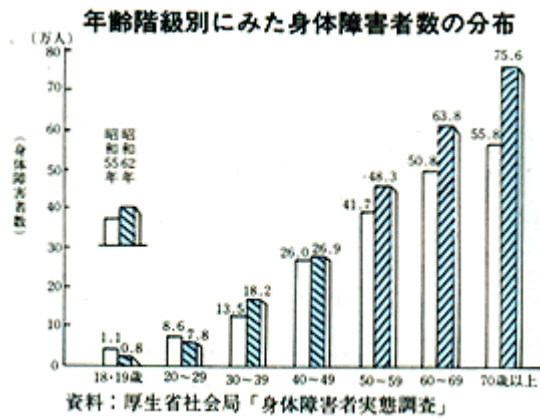
障害の種類・程度別身体障害者数と構成割合

障害の種類・程度別身体障害者数と構成割合

	実数(千人)							
	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明
昭和55年2月	1,977	293	355	337	381	265	244	101
構成比(%)	100.0	14.8	17.9	17.0	19.3	13.4	12.4	5.1
昭和62年2月	2,413	475	448	408	458	326	236	62
構成比(%)	100.0	19.7	18.6	16.9	19.0	13.5	9.8	2.6
62年/55年(%)	122.1	161.1	126.2	121.1	120.2	123.0	96.7	61.4
昭和62年内訳								
視覚障害	307	107	66	30	23	30	44	8
聴覚・言語障害	354	28	90	65	66	2	91	12
肢体不自由	1,460	186	291	246	308	294	100	33
内部障害	292	154	1	67	60	—	—	10
(再掲)重複障害	156	55	37	25	15	10	4	10

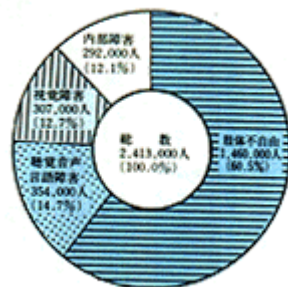
資料：厚生省社会局「身体障害者実態調査」

年齢階級別にみた身体障害者数の分布



### 障害の種類別にみた身体障害者数

#### 障害の種類別にみた身体障害者数 (昭和62年)



資料：厚生省社会局「身体障害者実態調査」

## 第2編

### 第1部

#### V 社会福祉

#### 39 心身障害児(者)対策

精神薄弱児(者)及び18歳未満の身体障害児に対しては、在宅対策、施設対策両面から種々の施策を行っている。

##### [早期療育]

保健所・児童相談所等における心身障害児に関する相談・指導や、心身障害児総合通園センターや障害に応じた通園施設での適切な療育を行っている。また、障害を除去し、又は軽減し生活能力を得るため、育成医療により必要な医療を給付している。

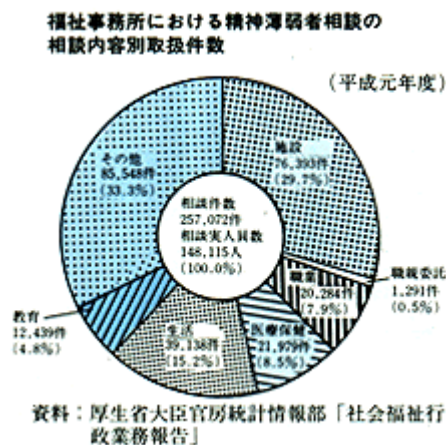
##### [在宅福祉サービス]

心身障害児(者)の日常生活の便宜を図るため、浴槽や訓練用ベッド等の日常生活用具の給付や、家事・介護等の日常生活の世話をを行う家庭奉仕員を派遣している。精神薄弱者に対しては、通所の更生施設や授産施設での各種訓練の実施、またグループホームでの共同生活や福祉工場・通勤寮等において精神薄弱者の自立促進を図っている。

##### [施設福祉サービス]

精神薄弱児(者)に対し、更生施設や授産施設への入所により訓練を行っている。身体障害児に対しては、盲ろうあ児施設や肢体不自由児施設等、障害の種類に応じた施設で入所による訓練を実施している。

#### 福祉事務所における精神薄弱者の相談内容別取扱件数



#### 精神薄弱児(者)に対する療育手帳の交付台帳登載数

精神薄弱児(者)に対する療育手帳の交付台帳登録数

(平成元年度末現在)

	総数	18歳未満	18歳以上
総数	371,480	115,169	256,311
A(重度)	180,857	56,244	124,613
B(中程度)	190,623	58,925	131,698

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

心身障害児(者)関係施設等数,定員及び入所児(者)数

心身障害児(者)関係施設等の数, 定員及び入所児(者)数

(単位：か所,人)

(平成元年10月1日現在)

	施設数	入所定員	入所人員	従事者数
精神薄弱児施設	309	19,921	17,067	10,893
自闭症児施設	8	380	316	573
精神薄弱児通園施設	216	7,885	6,070	3,607
盲児施設	22	1,167	400	413
ろうあ児施設	20	1,179	311	337
難聴幼児通園施設	27	905	723	403
肢体不自由児施設	72	8,877	6,325	7,091
肢体不自由児通園施設	71	3,010	2,336	1,372
肢体不自由児療護施設	8	425	268	233
重症心身障害児施設	62	6,677	6,397	8,081
国立療養所重症心身障害児委託病床	80	8,080	7,753	—
国立療養所進行性筋萎縮症児委託病床	27	2,140	1,215	—
心身障害児通園事業	237	4,740	—	—
精神薄弱者更生施設(入所)	829	57,086	56,264	28,492
“(通所)	117	4,362	4,079	1,596
精神薄弱者授産施設(入所)	173	11,075	10,832	4,803
“(通所)	369	13,453	12,852	4,431
精神薄弱者通勤寮	102	2,430	2,293	622
精神薄弱者福祉ホーム	39	420	356	99
精神薄弱者通所援護事業	250	—	—	—

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査」及び厚生省児童家庭局調べ

等級別身体障害児の状況

(単位：人)

等級別身体障害児の状況

	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明
昭和45年10月	93,800	13,000	18,300	12,200	14,000	8,900	10,300	17,200
構成比(%)	(100.0)	(13.9)	(19.5)	(13.0)	(14.9)	(9.5)	(11.0)	(18.3)
昭和62年2月	92,500	25,300	19,000	20,600	6,600	4,700	2,700	13,600
構成比(%)	(100.0)	(27.4)	(20.5)	(22.3)	(7.1)	(5.1)	(2.9)	(14.7)
62年/45年(%)	98.6	194.6	103.8	168.9	47.1	52.8	26.2	79.1
62年2月内訳	視覚障害	5,800	1,900	400	400	400	800	1,900
	聴覚・言語障害	13,600	—	5,800	3,500	—	—	1,200
	肢体不自由	53,300	14,800	12,800	11,300	3,900	3,900	1,500
	内部障害	19,800	8,600	—	5,400	2,300	—	—
重複障害(再掲)	6,600	2,700	1,500	800	400	—	—	

資料：厚生省児童家庭局「身体障害児実態調査」

第2編

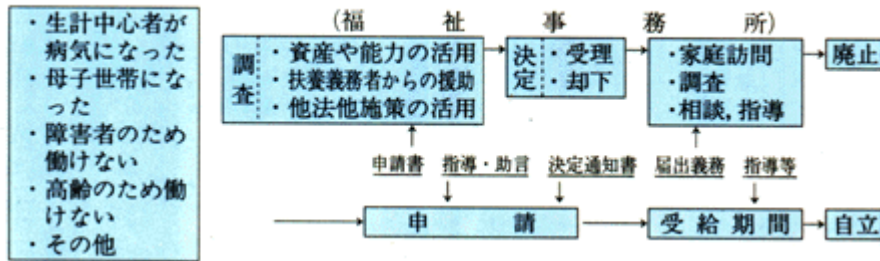
第1部

V 社会福祉

40 生活保護制度

[生活保護の流れ]

[生活保護の流れ]



[生活保護費の決め方]

[生活保護費の決め方]

(最低生活費の計算)

$$\begin{matrix} \text{生活扶助} \\ \text{基準生活費} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{住宅扶助} \\ \text{家賃等} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{教育扶助} \\ \text{基準額} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{医療扶助} \\ \text{医療費} \end{matrix} = \text{最低生活費}$$

・このほか、出産、葬祭等がある場合は、その基準額が加えられる。

(収入充当額の計算)

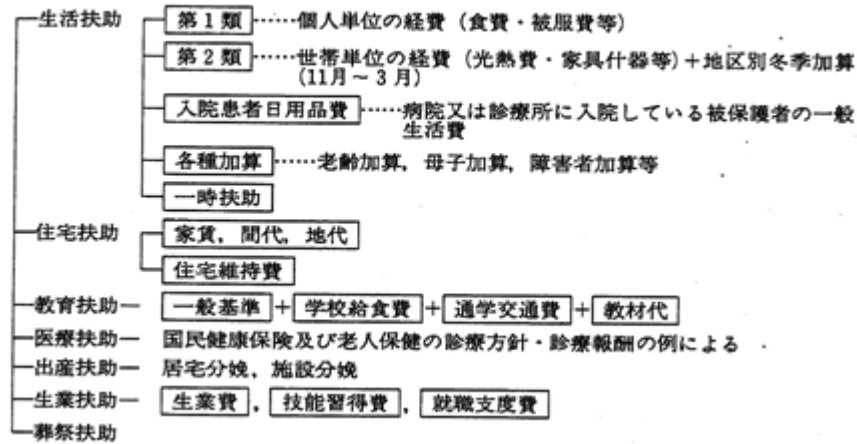
$$\text{平均月額収入} - (\text{必要経費の実費} + \text{基礎控除}) = \text{収入充当額}$$

(扶助額の計算)

$$\text{最低生活費} - \text{収入充当額} = \text{扶助額}$$

[最低生活費の体系]

[最低生活費の体系]



生活扶助基準額の推移

生活扶助基準額の推移

実施年度	夫婦子1人世帯・1級地		消費支出の格差(1人当たり)
	基準額	対前年度比	被保護勤労者世帯 一般勤労者世帯 (全国)
昭和40年度	14,129円	—%	—%
50	58,440	—	55.8
60	124,487	102.9	67.6
61	126,977	102.0	68.6
62	129,136	101.7	68.5
63	130,944	101.4	68.3
平成元	136,444	104.2	68.6
2	140,674	103.1	—

(注) 1. 夫婦子1人世帯とは, 33歳男・29歳女・4歳子で構成されている世帯である。  
 2. 昭和62年度以降は, 1級地-1の生活扶助基準額である。  
 資料: 厚生省社会局調べ(各年度4月1日の数値)

世帯類型別生活扶助基準月額(平成2年度・1級地-1)

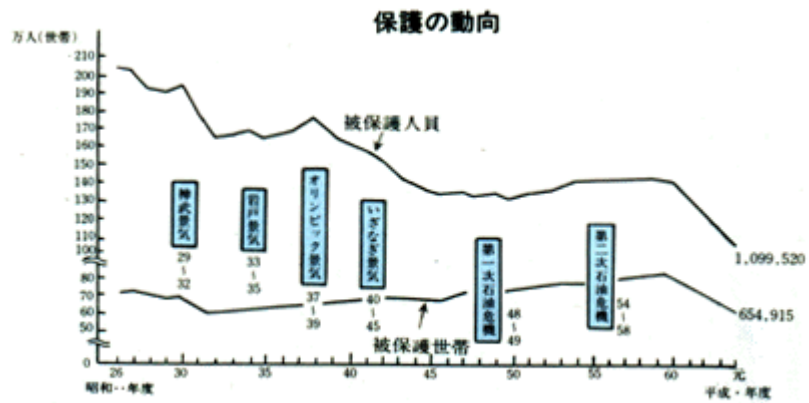
世帯類型別生活扶助基準月額(平成2年度・1級地-1)

世帯類型	老人単身世帯 (70歳女)	老人2人世帯 (72歳男, 67歳女)	母子3人世帯 (30歳女, 9歳子, 4歳子)
基準額	83,728円	119,988円	162,533円

(注) 各世帯類型に該当する加算額を含む。  
 資料: 厚生省社会局調べ

保護の動向





資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

### 1か月平均扶助別人員(平成元年度)

(単位：万人) 1 か月平均扶助別人員 (平成元年度)

被保護人員	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他の扶助
110	97	79	16	75	0.3

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第2編

第1部

V 社会福祉

41 消費生活協同組合

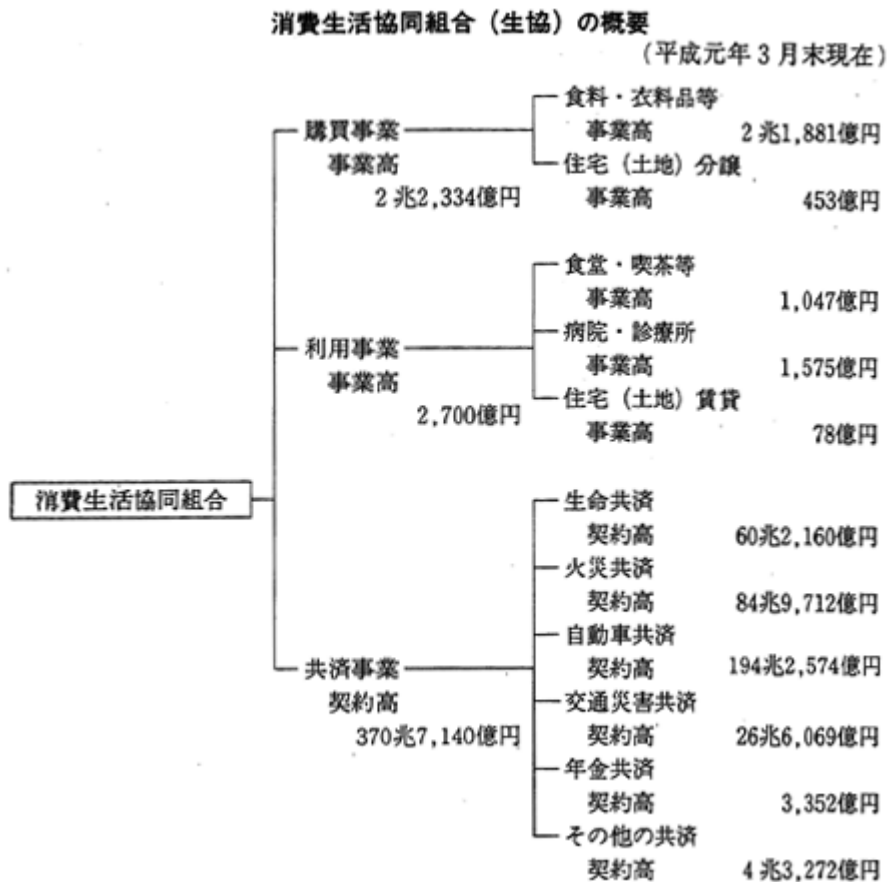
消費生活協同組合は、一定の地域又は職域において組合員の生活の文化的・経済的改善向上を図ることを目的とした、非営利の自発的な相互扶助組織である。

[事業内容]

食料品・衣料品等生活必需品の生産・加工・販売や住宅(土地)の分譲等の購買事業,食堂・病院等の共同施設の利用や住宅(土地)の賃貸等の利用事業,生命共済や火災・自動車・交通災害・年金・その他の共済事業がある。このなかで,購買事業は,昭和63年度において対前年比7.8%の伸びを示し,その事業高は,2兆1,881億円(住宅事業を除く)に達している。

また,実施箇所数はまだそれほど多くないが,家事援助や食事の提供等のサービスを有償(実費弁償程度)で提供する在宅福祉サービスの取り組みがなされており,注目されている。

消費生活協同組合(生協)の概要



生協の組合数等の年次推移

生協の組合数等の年次推移

年次	組合数 (連合会を含む)	組合員数	購買事業 年間事業高	利用事業 年間事業高	共済事業 共済掛金額
昭和58年度	1,299 <sup>組合</sup>	2,672 <sup>万人</sup>	14,528 <sup>億円</sup>	1,925 <sup>億円</sup>	1,760 <sup>億円</sup>
59	1,318	2,837	16,170	1,963	2,255
60	1,308	2,980	18,052	2,096	2,690
61	1,280	3,087	19,381	2,429	3,099
62	1,290	3,223	20,674	2,595	3,648
63	1,271	3,373	22,334	2,700	3,707

資料：「消費生活協同組合(連合会)実態調査」

## 第2編

### 第1部

#### V 社会福祉

#### 42 地方改善事業

地域改善対策(同和問題の解決を図るための諸施策)対象地域及び不良環境地区の環境改善を図るため、厚生省はこれらの地域における生活環境の施設整備及び福祉の向上等の推進に努めている。

##### [地域改善対策事業]

「地域改善対策特別措置法(昭和57年4月1日～昭和62年3月31日)」の失効に伴い、過去18年間にわたる特別法に基づく対策の成果等を踏まえ基本的な見直しを行い、昭和62年以降見込まれる事業について可能な限り一般対策へ移行させるとともに、特に必要な事業の円滑な実施を図るため「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が昭和62年4月1日から平成4年3月31日までの5年間の最終期限立法として制定され、同法に基づき地域改善対策事業の推進が図られている。

##### [不良環境地区改善事業]

北海道ウタリ地区、産炭地、漁村スラム等では、今なお一般に比較して生活環境の劣悪等社会的にも低位に置かれている地域もあるので、これらの地区の住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、生活環境の改善、社会福祉の向上及び保健衛生の増進を図るための諸施策を推進している。

#### 地域改善対策事業関係施設数の年次推移

地域改善対策事業関係施設数の年次推移

	昭和62年度以前	63	平成元
総 数	34,379	742	619
隣 保 館	1,063	3	2
共 同 浴 場	323	—	—
共 同 作 業 所	488	14	9
下 水 排 水 路	6,149	157	95
共 同 井 戸	312	—	—
地 区 道 路	23,718	531	483
橋 梁	781	14	16
火 葬 場	114	3	—
そ の 他	1,431	20	14

資料：厚生省社会局生活課調べ

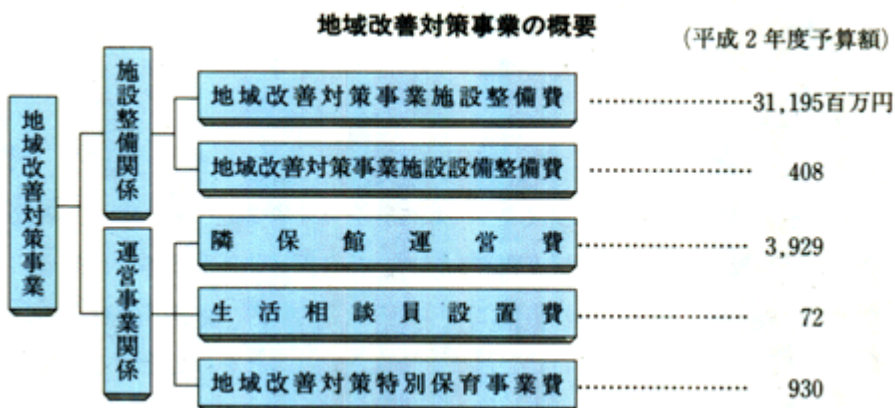
#### 不良環境地区改善施設数の年次推移

不良環境地区改善施設数の年次推移

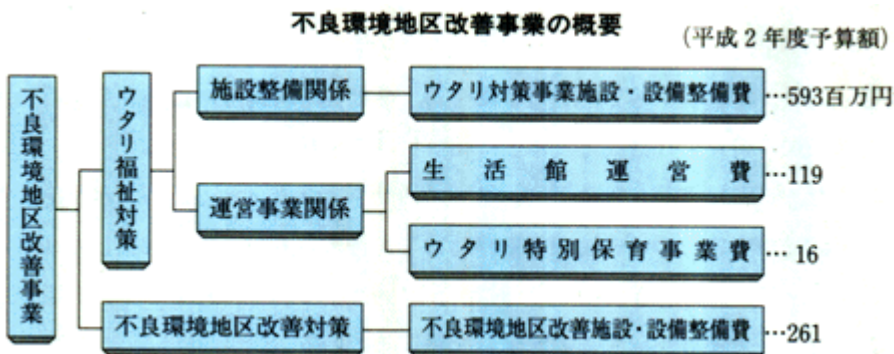
	昭和62年度以前	63	平成元
総 数	1,651	172	213
生 活 館	462	10	5
共 同 浴 場	21	3	2
共同作業所	65	—	1
下水排水路	631	88	102
共同井戸	82	2	2
地区道路	353	68	95
橋 梁	4	—	—
基地移転	21	—	4
そ の 他	12	1	2

資料：厚生省社会局生活課調べ

地域改善対策事業の概要



不良環境地区改善事業の概要



---

## 第2編

### 第1部

#### V 社会福祉

##### 43 民間地域福祉活動

---

すべての人が住み慣れた地域社会において、安心して、生きがいをもった生活を送ることができる福祉社会の形成には、何よりも地域住民の自主的かつ自由な福祉活動への参加が不可欠であり、このため、ボランティア活動の振興を図る一方、社会福祉協議会や民生委員には、地域福祉の中核的存在としてその活躍が期待される。また、共同募金は民間福祉活動の自主財源として重要な役割を果たしている。

#### [民生委員]

民生委員は、地域住民の福祉向上のため、地域住民の生活状態を把握し、要保護者等への相談及び助言・指導を行うほか、福祉事務所等の行政機関に協力、心身障害者等への友愛訪問などの自主的活動等広範囲の職務を担っており、厚生大臣が委嘱する。

#### [社会福祉協議会]

社会福祉協議会は、地域住民及び公私の社会福祉事業関係者によって構成され、社会福祉に関する理解と関心を深め、社会福祉関係団体等の行う福祉活動の連絡、調整、社会福祉事業についての総合的企画、調査等を行うことによって、その地域における社会福祉を増進させることを目的とする民間の自主的団体であり、地域福祉を指導する上で重要な役割を担っている。

#### [ボランティア活動の振興]

国・都道府県・市町村の各段階の社会福祉協議会にボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の育成援助、活動先の斡旋等の連絡調整を行い、地域住民の善意を社会福祉の推進に結び付ける中核となっている。

また、市町村ボランティアセンターの活動をより充実するため、ボランティア活動の実施について適切な指導助言等を行える人材育成を目指した「ボランティアリーダー養成事業」、討論会や功労者・団体等に対する厚生大臣表彰を行う「全国ボランティア大会」を開催している。

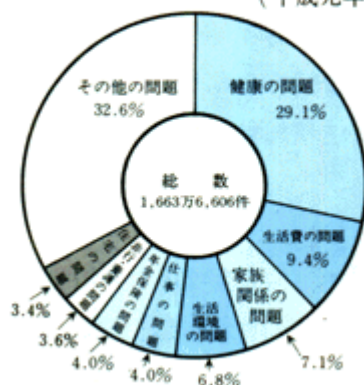
#### [共同募金]

国民自らの手で民間社会福祉事業の財源を確保するとともに、国民の社会福祉に対する連帯意識を高める全国民的運動で、各都道府県の区域ごとに共同募金会が組織され、社会福祉協議会の意見を聞いてその区域内で社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分している。

民生委員(児童委員)の相談指導件数

### 民生委員(児童委員)の相談指導件数

(平成元年度)



資料: 厚生省「社会福祉行政業務報告」

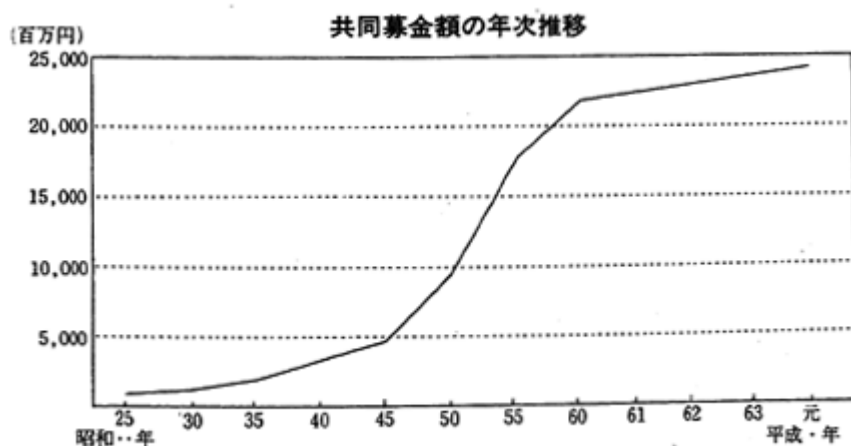
### 民生委員の改選数の推移

#### 民生委員の改選数の推移

年次	改選数
昭和49年	156,475人
52	163,396
55	167,716
58	173,033
61	177,906
平成元	183,460

資料: 厚生省社会局調べ

### 共同募金額の年次推移



資料: 中央共同募金会調べ

## 第2編

### 第1部

#### V 社会福祉

#### 44 国民生活の保護と安定

##### [婦人保護事業]

売春防止法による要保護女子(性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子)の保護更生に関する業務は,婦人相談所,婦人相談員及び婦人保護施設などが中心となって実施している。

##### [災害援助]

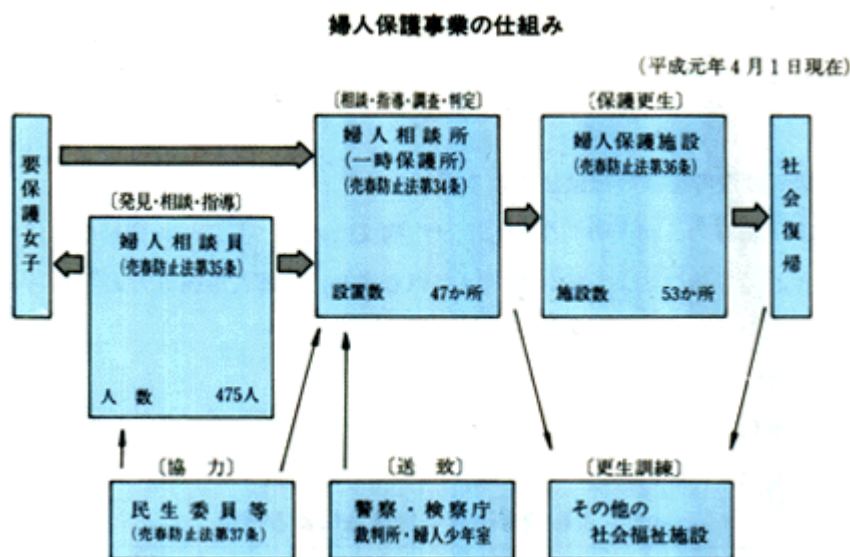
災害救助法は,一定規模以上の災害が発生した場合,被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としており,国が地方公共団体,日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急救助を実施するものである。

##### [生活福祉資金貸付制度]

生活福祉資金貸付制度は,低所得世帯等に対し,資金の貸付けと民生委員等が必要な援助指導を行うことにより,その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り,安定した生活を営ませようとする制度である。

(注) 平成2年10月1日から,高齢者世帯の所得制限の緩和等を図るとともに,従前の世帯更生資金貸付制度から生活福祉資金貸付制度に名称を改めた。

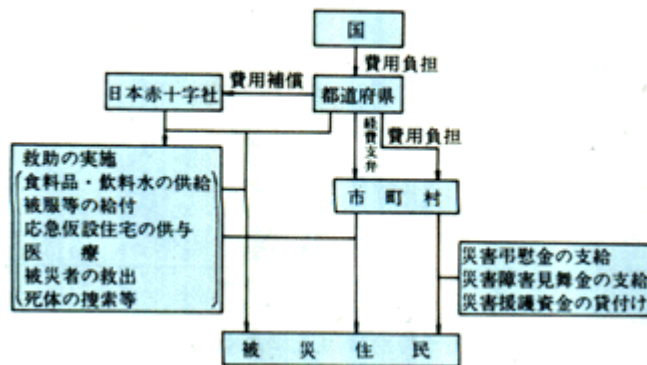
#### 婦人保護事業の仕組み



#### 被災者の応急救助



被災者の応急救助



貸付条件及び貸付実績(例)

貸付条件及び貸付実績(例)

	貸付条件(平成元年度)			貸付実績 (平成元年度 貸付金額)
	貸付限度額	据置期間	償還期限	
更生資金	円以内 生業費(特別)2,080,000	以内 1年	以内 7年	2,079百万円
住宅資金	1,100,000 (特別 1,800,000)	6月	6年 (特別7年)	2,736百万円
修学資金	修学費高校 月23,000	6月	20年	4,685百万円

資料：厚生省社会局調べ